



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月3日(金) 第9788号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
公 告	
○都市計画事業の認可(道路整備課)	2

■ 告 示

◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	中之条東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村785番の1地先から同郡同町大字同字新井710番の3地先まで	前	6.8～13.6	177.5
			後	11.7～18.3	177.5

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、令和2年3月30日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業を認可した旨の告示（令和2年関東地方整備局告示第157号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 吉井都市計画道路事業 3・3・3号 矢田岩崎線、3・3・2号 吉井北通り線、3・4・1号 国道254号線、3・4・6号 川内池線及び3・5・11号 矢田川内線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 高崎市吉井町矢田字東坂、字西谷、字相ノ田、字矢田宿、字土井下及び字沖田、吉井川字八東東、字八東、字下宿及び字田島、池字番匠田、字鍛冶田、字七反田、字丸田、字寺田、字石田、字宮田、字三平田、字五反田、字新井西、字藤ノ木、字堀ノ内、字宮ノ前、字大宮、字宮裏、字宮ノ西、字伊勢森、字北久保、字道東及び字釜ヶ淵並びに岩崎字根岸、字釜ヶ淵谷及び字下越沢地内
 - (2) 使用の部分 高崎市吉井町矢田字東坂及び字沖田、池字番匠田、字北久保及び字道東並びに岩崎字根岸及び字下越沢地内
- 5 事業施行期間 令和2年3月30日から令和10年3月31日まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111